

死刑制度 井戸端会議

とにかく重くなりがちな「死刑」について、ワチャワチャと言ったり、聞いたり。出入り自由なカフェ型で開催しています。

日時：本日（8日）17：30～

次回：9月19日（土）

場所：足立区勤労福祉会館

TEL：03-3838-3581

法が変わっても、えん罪被害者は救われない！
死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会「そばの会」

東京都荒川区南千住 一五九六二〇二
<https://sobanokai.hanamizake.com/>

七月十七日、七八年間変わらなかった再審法が変わりました。残念ながら変えなかったほうが良かったと思えるところがあります。

まず第一に検察の不服申立ては原則禁止になりましたが、十分な証拠がある場合は可能とされました。この不服申立てのせいで再審の裁判が開かれず、無罪を勝ち取るのに何十年もかかったり、今も再審が開けない人達がたくさんいます。検察は裁判開始後にも弁論できます。不服申立てはもともと不必要ではないでしょうか？



↑日弁連のパンフより

第二に証拠開示は再審請求理由と関連するものに限られるとされました。しかし請求理由とは一見、関係がなさそうでも重要な証拠だった例もあります。これは開示証拠の制限です。証拠は検察の所有物

ではありません。検察に証拠を開示しない権限を許していいのでしょうか？証拠は全て国、国民のものはずです。

第三に開示された証拠は目的外使用禁止とされていますが、まず大切なのは国民の知る権利の保障ではないでしょうか？再審を進めるには世論の後押しが必要ですが、それへの妨害としか思えませんが、例えば袴田巖さんの再審でも支援者達が衣類の味噌漬実験を行った、この写真が無実を決定づけたのです。

今もえん罪は多くあります。大崎事件の原口アヤ子さん（当時五二歳）は今九九歳、今もえん罪を晴らせずにいます。石川一雄さんは無実を晴らすことなく亡くなりました。飯塚事件のように処刑された例もあります。

今も残るえん罪を晴らし、今後、えん罪を生まないために司法制度を変えていかねばなりません。検察の権限を制限し、開かれた司法制度をつくることが、開かれた社会の根本ではないでしょうか（S）